



しあわせへの道

令和7年5月発行 第126号
熊取町・熊取町教育委員会・熊取町人権協会



5月1日～7日は「憲法週間」です

昭和22年5月3日に現在の「日本国憲法」が施行されました。これを記念して、5月3日を憲法記念日として、また、5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」としています。

「職業選択の自由」「幸福を追求する権利」「教育を受ける権利」などの基本的人権は、憲法で保障されています。どれもが平等で明るく幸せに生活できる社会を築くために、お互いの人権を尊重し、憲法を守り育てましょう。

本町では、「人権擁護条例」を制定し、町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちづくりをめざしてさまざまな啓発活動に取り組んでいます。この憲法週間を機会に、今一度お互いの人権を尊重し合っているかどうか考えてみませんか。

無料 特設人権相談窓口を開設します。

日 時：5月8日（木）午後1時～3時
場 所：熊取町役場東館 2階相談室
相談員：人権擁護委員



部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、交際や結婚、また、就職における差別や、職場における差別発言等の人権問題が依然として存在しており、また近年ではインターネット上の差別的書き込みなども問題となっています。

本人の能力や資質とは全く関係なく、人生の大切な時期に同和地区出身という理由だけで差別を受けるとしたら…。部落差別は、差別された人たちに耐えがたい苦痛を与え、人を愛する喜びや働く喜びを奪う許されない行為です。部落差別（同和問題）の解決には、私たちが一人ひとりの問題として捉えて、正しい知識を得ることが重要です。

本町では、平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」等の趣旨を踏まえながら、同和問題解決に向けた啓発活動や講演会の開催などの取組みを推進しています。



法務省のYouTubeチャンネルでは、部落差別（同和問題）に関する啓発動画を公開しています。（動画リンク）



お気軽にご相談ください ※秘密は厳守します

■ 町の相談窓口…町の相談窓口（女性相談・困難な問題を抱える女性相談含む・電話相談可）

日時：毎月第1～4木曜日

午後1時～3時（祝日・年末年始は除く）【1人50分まで】

場所：熊取町役場東館2階相談室

◎人権・女性活躍推進課 ☎452-1004（直通）

※予約優先（匿名でも受付しています）

※第1木曜日は女性限定相談日

※第1・3・4木曜日は女性相談員による相談

※第2木曜日は人権擁護委員による相談

■ 大阪法務局の人権相談（手紙・電話相談可）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）の午前8時30分～午後5時15分

①常設相談所（大阪法務局岸和田支局）…………… ☎072-438-6501

②みんなの人権110番（全国共通）…………… ☎0570-003-110

③こどもの人権110番（全国共通・通話料無料）…… ☎0120-007-110

④女性の人権ホットライン（全国共通）…………… ☎0570-070-810



他にも、インターネット人権相談窓口があります。（法務省インターネット人権相談受付窓口ページ）↑
<http://www.jinken.go.jp>

6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の方々で、現在、約 14,000 人の方が全国の市町村に配置されています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者救済をしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動をおこなっています。

本町では、次の5名の方々が人権擁護委員として活躍されています。

○人権擁護委員（4月1日現在：敬称略：50音順）

大野 廣介・阪口 衣与・下中 博之・中 順子・
西本 美加保

『全国一斉特設人権相談』を実施します。

「人権擁護委員の日」にあわせ開設します。お気軽にご相談ください。ご相談は無料、秘密は厳守いたします。

日 時：6月2日（月）午後1時～3時

場 所：熊取町役場東館2階相談室

相談員：人権擁護委員



■ふれあい映画会

あらゆる人権問題や平和に関する映画を上映後、人権擁護委員の講話を行っています。

Ⅱ 障がいを理由とする偏見や差別をなくしましょう Ⅱ

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016（平成 28）年に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

さらに、2024（令和 6）年度から法改正により、行政機関や事業者において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するだけでなく、事業者におけ

る合理的配慮の提供が義務化され、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することをめざしています。

すべての人が自分らしく暮らせるまちづくりを進めるなど、自立と社会参加のための施策が推進されています。障がいの有無による偏見や差別をなくし、誰もが輝ける社会の実現を目指しましょう。

人権擁護委員からのひと言

“プライベートゾーン” ってなに？ ～性暴力は人権侵害～

熊取町にゆかりのある絵本作家 はまの ゆか さんの「いのちの絵本シリーズ」のワークショップに就学前のこどもたちと参加する機会があり、“プライベートゾーン”のことを学びました。

人の体のうち“プライベートゾーン”と呼ばれるところは、水着で隠れる部分と口で、他人が勝手に見たり触ったりしてはいけない、とても大事なところです。

はまのゆかさんの「4さいからのいのちのおはなしえほん」第2弾『さわってもいい？』の絵本では、体と心の大切さをテーマに、プライベートゾーンだけでなく、体のすべてが大切で自分のものだということ、そして、皆ひとりひとり同じように大切なこと、他の人から自分の体を触られて嫌な時は、はっきり「いやだ。」と言っていいこと、さらに、お友だちや他の人の

体に触れる時には、相手の気持ちを思いやるのが大事だということを伝えてくれています。

昨今、性加害・性被害にまつわる報道が多数あります。性暴力は、重大な人権侵害です。年齢や性別にかかわらず、身近な人や夫婦・恋人の間でも性暴力は起こります。相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったりする場合はなおさらです。

性暴力の加害者・被害者にならないために、プライベートゾーンを守ることはもちろん、自分自身の心と体を大切にすると同時に、他の人たちの心と体も尊重できるよう、幼い頃から繰り返し伝えていくことが必要ではないかと思います。

（人権擁護委員：西本美加保）